

「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」

中間取りまとめ 骨子(案)
(論点整理案)

1 放送ネットワークの強靱化

(1) 災害対策・難聴対策としての送信ネットワークの強靱化

災害対策や難聴対策として、周波数状況等を踏まえ、送信ネットワークの強靱化を推進する必要がある。

(※) (※印は、H25. 4. 25第3回会合「これまでの議論の整理」により合意済みの事項。以下同じ。)

【災害対策・難聴対策としてのラジオ送信所の整備】

① ラジオ放送事業者(AM、FM等)における災害対策や難聴対策としての送信所(中継局等)の整備を推進すべきではないか。

②-1 その際には、AMラジオについて、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、災害対策や難聴対策にも利用可能とすべきではないか。ただし、FM中継局の整備等に伴い、AM局を廃止することについては、国際権益確保の観点から、慎重な検討が必要ではないか。

②-2 周波数については、まずは、現在でもFM放送で使用している帯域(76MHz~90MHz)を利用可能とすべきではないか。

また、デジタル放送に利用される予定のV-Low帯(90MHz~108MHz)の一部についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、災害対策や難聴対策の必要性を勘案し、利用可能とすべきではないか。

【参考】「V-Lowマルチメディア放送への参入を目指すラジオ社がある一方で、AM放送の難聴解消などを目的としてFM放送の活用を希望するラジオ社があるので、これらの意向を踏まえ、双方が両立する制度整備などを求めていくこととする」(「V-Lowマルチメディア放送に関する検討結果について」3月21日付け民放連報道発表)

【災害対策としてのバックアップ設備の整備】

- ③ ラジオ送信所だけでなく、テレビ・ラジオ放送事業者における予備電源や予備送信機等のバックアップ設備についても整備を推進すべきではないか。

【災害放送の高速化・高度化】

- ④ 災害情報を迅速・正確に伝えるため、テレビ・ラジオ放送事業者における緊急地震速報(地震発生直後に各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想して可能な限り素早く知らせるもの)や緊急警報放送(津波警報等が発せられた際に受信機を自動的に起動させる信号を送るもの)のさらなる充実に向けた自主的な取組を促すべきではないか。
- ⑤ 災害放送の実施に当たっては、障害を持たれている方にも十分配慮すべきではないか。

【整備の方向性】

- ⑥ 国は、真に必要な難聴解消等を着実に推進するため、送信所の整備やバックアップ設備の整備等に向けた方向性を明らかにすべきではないか。

(2) 地域密着型情報ネットワークの構築を推進する必要がある。(※)

【コミュニティ放送の普及】

- ① 市町村に密着したコミュニティFM放送の一層の普及を図るべきではないか。そのために、現在周波数の逼迫から開局が困難である旨を公表している東京23区、大阪市等を含め、周波数逼迫地域において新たな周波数を確保すべきではないか。

【臨時災害放送局の開設の円滑化】

- ② 災害時に際し、臨時災害放送局が円滑に開設されるよう、平時から、機材調達方法の検討やノウハウの共有化等を進めるべきではないか。

2 経営基盤の強靱化

ラジオの活性化に向けた事業者の主体的な取組を後押しする必要がある。(※)

- ① 生産性の向上に向けた再編、設備投資など、我が国の企業の前向きな取組を支援するために措置された産活法(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法)においては、事業再構築計画の認定を受けた事業者に、登録免許税の軽減措置等が適用される。
産活法上の認定基準である「事業別分野指針」を放送分野でも策定することにより、分社化、持株会社化、事業統合等による主体的な事業再編を後押しすべきではないか。
- ② また、放送事業者から要望があった場合は、地元の自治体や視聴者との関係で問題が無いなど一定の要件を満たしていることを前提に、隣接する放送対象地域の統合を可能とすることを検討すべきではないか。
- ③ さらに、経営の合理化等に早期かつ積極的に取り組もうとする放送事業者が、放送の地域性、多元性等を適切に確保しつつ、事業再編をより柔軟かつ円滑に行うことが可能となるよう、新たな制度整備の検討に着手すべきではないか。

3 自治体との連携強化

上記1と2の施策推進に向けた自治体との連携を強化する必要がある。(※)

【ラジオによる自治体情報提供の推進】

- ① 災害時、平時を問わず、自治体によるラジオネットワークの活用を促進すべきではないか。
具体的には、現在、主に都道府県においては県域ラジオにより、市町村においてはコミュニティ放送により、その自治体情報等の提供が行われているが、こうした取組を一層推進する必要があるのではないか。
また、例えば、コミュニティ放送がない地域においても、市町村が要望する場合に、一定の条件の下で、県域ラジオの一部の中継局のみを活用することにより当該市町村の住民への地域情報等を提供することは、地域社会のニーズに応えるという点で有意義ではないか。

【災害放送に関する連携強化】

- ② 地域の災害放送の充実等に向けて、自治体、放送事業者、総通局等の連携を強化する方策を検討すべきではないか。

4 新たな事業展開の推進

→ 資料6参照

これまでの議論の整理 (H25.4.25第3回会合合意事項)

ラジオ等の放送を取り巻く状況を踏まえ、今後とも放送が災害情報等を国民に適切に提供できるよう、以下の施策を実施することが急務である。

1 放送ネットワークの強靱化

① 災害対策や難聴対策として、周波数状況等を踏まえ、送信ネットワークの強靱化を推進

※ 例えば、現在はAMラジオについて外国波混信対策に限定されているFM波利用の範囲を拡充することが考えられる。なお、AM局を廃止することには、国際権益確保の観点から、慎重な検討が必要。

※ 平成4年度から平成13年度の間、AMラジオの難聴地域におけるAM中継局の整備に対し、国庫補助を行った実績あり。

② 地域密着型情報ネットワークの構築推進

※ 例えば、市町村に密着したコミュニティFM放送局の一層の普及に向けた周波数逼迫地域における新たな周波数の確保や臨時災害放送局の円滑な開設の確保が考えられる。

2 経営基盤の強靱化

ラジオの活性化に向けた事業者の主体的な取組を後押し

※ 分社化、持株会社化、統合等について、産活法に基づく登録免許税の軽減措置等がある。例えば、認定基準である「事業別分野指針」を放送分野でも策定することが考えられる。

※ 制度的な問題があるかどうか、今後検討。

3 上記1と2の施策推進に向けた自治体との連携強化

※ 例えば、平時か災害時かを問わず、自治体による県域ラジオの活用促進や、自治体と県域ラジオ事業者との災害放送の協定への費用負担条項の盛り込みなどが考えられる。

上記の施策を行うとともに、例えばラジオ局と他メディアとの連携といった新たなアイデアによる新たな事業展開を推進することによるラジオの強靱化を検討すべきである。